

いわてスポーツアクティビティ
相互連携強化事業業務

企画提案審査要領

令和4年5月

岩 手 県

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわてスポーツアクティビティ相互連携強化事業業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務にかかる企画提案の審査は、「いわてスポーツアクティビティ相互連携強化事業業務企画提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。
- (2) 審査委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、2に定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目
(1) 全般（トータルコンセプト）【20点】 本業務の趣旨をよく理解しており、仕様書に沿った提案内容であるか。
(2) 本業務の実施に係る企画【40点】 ア 着実な業務遂行が期待できる提案内容であるか。 イ 岩手の豊かな自然を生かしたスポーツアクティビティの相互連携強化につながる優れた企画内容になっているか。 ウ 課題の洗い出しや解決策等の分析について十分に実施できる企画内容となっているか。
(3) 業務遂行能力（組織体制、業務実績、スケジュール等）【25点】 組織体制、業務実績、スケジュール等から判断して、十分業務遂行できる能力が認められるか。
(4) 見積書（積算単価、数量、提案内容との整合性等）【5点】 積算単価、数量、提案内容との整合性等は問題ないか。
(5) その他（自由提案）【10点】 ア 業務の効果を更に高めるための独自の提案があり、その内容が優れたものとなっているか。 イ 効果的な内容であるか、実現可能性があるか。

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 審査委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) (2)の評点の合計に基づき、委員ごとに、上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付け、審査委員会で合計した順位点の総得点により順位を付けて、県に報告する。なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、全ての委員の評点が60点以上を獲得していることを最低条件として、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。